排水設備工事の指定工事店及び責任技術者の新規登録について

指定工事店及び責任技術者の登録申請書(新規)等は、三浦市役所下水道課 に用意してありますが、三浦市のホームページからダウンロードもできます。

- 1 受付場所 三浦市役所第2分館(旧三崎中学校)2階 下水道課
- 2 登録要件
 - 指定工事店
 - (1) 責任技術者が1名以上専属していること。
 - (2) 工事の施行に必要な設備及び器材を有していること。
 - (3) 神奈川県内に営業所があること。
 - (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
 - イ 指定工事店の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - ウ 責任技術者の登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - エ 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当理由 がある者
 - オ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - カ 法人であって、その代表者又はその他の役員にアからオまでのいずれかに該当する 者があるもの
 - 責任技術者
 - (1) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
 - イ 責任技術者の登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - ウ 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - エ 市長が責任技術者としての登録を不適当と認めるもの
- 3 必要書類等
- (1) 指定工事店
 - ア 指定工事店指定申請書(新規)(様式第1号)
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものでないことを証する書類 身分証明書(本籍地のある市町村で取得できます。)
 - ※ 登記されていないことの証明書(法務局で取得できるもの)は、不要になりました。
 - ※ 法人の場合は代表者分のみで可

- ウ 法人にあっては役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものでないことの 誓約書
- エ 申請者の住民票の写し若しくは、住民票記載事項証明書又は、外国人登録済証明書(法 人の場合は不要、登記事項証明書に代表者の住所が記載されているため)
- 才 経歴書(様式第2号)
- カ 法人の場合は登記事項証明書及び定款の写し
- キ 営業所の平面図及び付近見取図 (様式第3号)
- ク 専属の責任技術者名簿(様式第4号)
- ケ 専属の責任技術者の雇用関係を証する書類(次のいずれかのもの)
 - ・健康保険組合又は全国健康保険協会管掌健康保険被保険者証(雇用関係を証明できない国民健康保険証を除く)の写し
 - ・雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し
 - ・従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し
- コ 専属の責任技術者の責任技術者証の写し(三浦市長が交付したもの)
- サ 設備・器材所有調書(様式第5号)
- シ 新規登録手数料 10,000 円/件を申請時に納付して下さい。

(2) 責任技術者

- ア 責任技術者登録申請書 (新規) (様式第10号)
- イ 試験に合格したことを証する書類又は更新講習会の終了証の写し
- ウ 写真 2 枚 (裏面に氏名記入、縦 3.0 cm×横 2.4 cm、申請前 3 ヶ月以内の撮影で上半身 無帽のもの)
- エ 新規登録手数料 5,000 円/人を申請時に納付して下さい。

問合せ 下水道課(五内線 263)